

非常災害マニュアル

1、はじめに

近年、地震災害や台風災害などが目立って発生しており、多数の死傷者が見られています。災害において大切な事は、事前準備や確認を定期的に行い、緊急時に出来る限り躊躇しないような環境を整備しておく事です。また、災害の種類は地域によって異なりますので、土地柄に沿った施設の災害計画を準備しておくようにしましょう。

◎近年の主な災害

2016年	4月	平成28年熊本地震 [最大震度7、死者50人、関連死150人超]
2014年	9月	御嶽山噴火 [死不60人超]
2014年	8月	平成26年8月豪雨 (特に広島で被害甚大) [死不80人超]
2012年	7月	九州北部豪雨 [死不30人超、浸水12,000戸超]
2011年	8月	台風12号 (紀伊半島豪雨) [死不110人超、浸水22,000戸超]
2011年	7月	新潟・福島豪雨 [浸水9,000戸超]
2011年	3月	東日本大震災 [最大震度7、死不18,000人超、関連死3,000人超]
2007年	7月	新潟県中越沖地震 [震度6強、死者15人]
2007年	3月	能登半島地震 [震度6強、死者1人]
2005年	12月～	平成18年豪雪 (日本海側で被害甚大) [死者152人]
1995年	1月	阪神淡路大震災 [震度7、死不6,000人超]

最近の主だった災害は、環境破壊から起因されるものも多く、多種多様な形態と規模の大きさを感じさせられるものが見られます。どうしても他人事になりがちですが、もしも自分の施設がと考え、様々な見識を広げる事が必要です。

○非常災害の種類及び注意点

・火災

火の元の不始末などが原因による火災

注意点

入所系施設の場合、入居者個々で食事を作る事はありませんから、キッチン等での火災は起こらないでしょう。ただし、喫煙者の管理、趣味からの持込品、電気製品からの発火など、火災を起こす原因もありますから、施設として把握しておく事が大切です。また、委託業者である厨房からの火災も考えられますので、直接的な管轄ではないにしても、施設として管理チェックする義務があります。また、避難訓練の実施は年2回、法令で定められております。

・台風・洪水・豪雪等の風水害

台風や洪水、豪雪については人為的な災害にはなりませんから、そのものを未然に防ぐ事はできません。(詳細は別添③参照)

注意点

台風や洪水については、土地柄や時間差がある災害でもありますから、気象情報をいち早く察知する事が重要になります。これまでに起きた災害の規模などを情報収集しておく事が大切です。

・地震

未然に感知する事は不可能。(詳細は別添③参照)

注意点

地震は全く予期する事はできませんので、日頃から地震が起こった場合に、災害の影響を減少させ

られるような環境整備が必要です。居室に設置される物は個々によって異なりますから、落下、転倒、破損の危険性が高いものについては極力避けられるように、注意を促しましょう。また、どうしても設置をされる場合であっても、転倒・落下を防げるような防災対策が必要です。

- ・ 停電

2次的災害として起こりやすい。落雷や人為的な断線などもありうる。

注意点

停電時は、電気系統が不能となりますので、電話も含めて使用不能となります。また、医療機器（在宅酸素などの電動式機器）のストップなどに繋がります。人命にかかわる場合もありますので、注意が必要です。

各施設がある風土の特性を理解して、災害の種類毎に防災対策をする事が大切です。

○事前準備や日常点検

災害が発生した場合、人の心理としては大変混乱しており、冷静に対処ができにくい状況となっております。ですから、事前準備する事が円滑な対処につながり、被害を軽減させる事になります。防災意識は日頃より高める事により、災害時の対処速度も大幅に変わりますので、どのような共通認識が必要なのかを議論しあう事が良いでしょう。どのような議論を取り交わす必要があるかは別紙①参照下さい。

○災害後対策

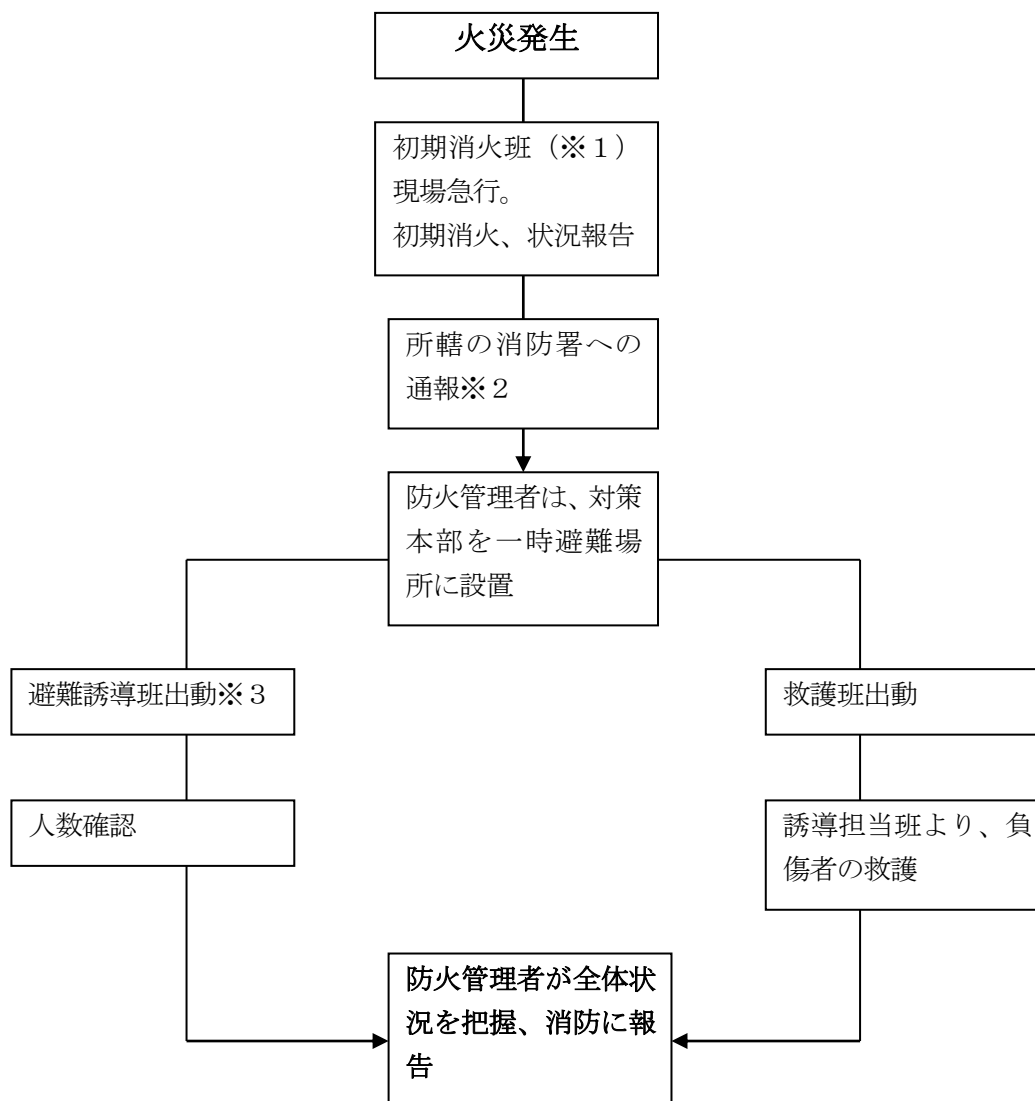
施設では、定期的な避難訓練などの実施しておりますが、避難直後にすべき事を決めておくなどが怠っている事が多いです。災害のレベルにもよりますが、利用者の身体状況も考えますと速やかな対処が欠かせません。様々な状況をシュミレーションして、円滑に対応できるようにしていきましょう。

別紙①

チェックポイント	議論内容
施設が建っている敷地や隣接する地域の地盤について	人工的なのか造成地なのか
施設周辺の環境の把握	施設に侵入ルートは一方方向になっていないか 周囲に倒壊しそうな建物がないか 高圧電線はないか 決壊する河川はないか 津波の影響はないか 水源地は近くにあるか 避難スペースはあるのか
緊急時の避難方法を決めて周知	避難場所 避難場所までの経路
緊急時に活用できる公共機関	各職員の交通手段 所要時間 複数のアクセス手段の可否
緊急連絡先の一覧	警察署、消防署、医療機関、行政機関の連絡先の一覧 災害時指定の医療機関
緊急連絡網の整備	管理者レベルだけではなく、職員レベルの連絡網の構築 日常からコミュニケーションが多く取り交わされる環境
非常食の備蓄	施設の規模に合わせた食数の確保 非常食の保存期間 非常食用の食器等の確保（箸、紙コップ、用具） 非常時保管品のリスト化 飲料水確保の為の容器
連絡	緊急時の会社、ご家族、管理者への連絡内容の確立
危機管理	施設の棚、居室内の家具の防災対策 防災に対する勉強会実施
その他	利用者の緊急連絡先や連絡方法を把握 ご家族との間に、距離がある関係になっていないか 地域との係わりが保たれているか 応急処置用キット等（AED）は、常備されているか

※. 上記に限りうる事では無く、施設として構築するようにしてください。

火災発生時の対応フロー（例）



※1 消火器の使用方法については、消防訓練時に使用方法を確認しておく事。

※2 施設内に消防通報装置が備えられている為、消防訓練時に手順確認を行っておく事。

※3 火元に近い階から、誘導を行う事。また、避難時の誘導の仕方を決定しておくこと。

消防器具の点検や消防訓練は、法律上、年間2回が定められています。計画を持ち、確実な実施を行ってまいりましょう。また、避難訓練の積み重ねが、円滑な対応に繋がります。

地震や風水害に備える為に

1 施設の安全化対策

防災対策は、それぞれの施設において、施設の立地条件、利用者の特性、発生時間などに応じた対策を講じることが必要となります。

特に風水害に対しては、施設の立地条件等が大きく影響してきますので、次に掲げる項目について十分に検討のうえで、災害の発生を想定した安全化対策を講じてください。

(1) 立地環境と災害予測

ア 起こりうる災害は、施設が立地している地盤や地形など立地環境から予測できる場合があります。県や市町村で作成している「地域防災計画」や「各種防災マップ」などでは、地震（津波）、風水害（河川等はん濫、土石流、がけ崩れ、地すべりなど）の区分ごとに、河川はん濫・津波の浸水想定区域図、土砂災害危険箇所や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、また、災害履歴などを掲載しているところもあります。それらの情報は、施設の災害予測に役立ちますので事前に確認しておきましょう。

イ 施設が土砂災害警戒区域に指定されると、市町村が施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めたり、「土砂災害ハザードマップ」を作成したりします。

「土砂災害ハザードマップ」には、土砂災害（特別）警戒区域の範囲、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、避難場所等が記載されており、施設の災害予測や迅速な避難行動に役立ちますので確認しておきましょう。

ウ 地下室がある場合は、「地上の冠水で一気に水が流れ込む。」「浸水で、電灯が消え、暗闇となる。」「外の様子が見えない。」「水圧でドアが開かなくなる。」など危険な場所であることを認識しておきましょう。

(2) 防災設備等の点検、確認

ア 情報伝達設備の機能強化

施設内の一斉放送システムなどがあれば、操作方法を確認しておきましょう。

イ 電気・水道・ガスの代替手段の確立

災害時のために飲料水貯水槽兼用受水槽や自家発電装置の設置を検討しましょう。

ウ 排水対策・防水対策等の実施・点検

日常から排水溝などの泥を除くなど、排水点検を行うとともに、屋根瓦、雨戸、防止シートなどの点検をし、必要な補修をしておきましょう。

エ 備品等による転倒防止

廊下、食堂、ホールなどには転倒して避難の妨げとなる不必要な備品等はおかないようにしましょう。書棚、ロッカー等は床、壁に金具などで固定しましょう。また、高い位置には重みのある備品はあまり設置しないようにしましょう。

2 その他の対策

避難地や避難方法の確認等や、必需品の備蓄、地震発生時の初動体制の確立、地域社会との連携づくり、市町村など関係機関との連絡方法の確認、防災教育などについては、火災や地震対策に併せて対策を立てましょう。

(1) 避難方法等の確認

ア 避難地の確保

各施設があらかじめ協力する社会福祉施設等を避難先として複数確保しておきましょう。また、市町

村が指定した避難施設がどこか確認しておきましょう。

イ 輸送車両の確保

徒歩での避難が困難な利用者数から割り出される、施設車両・職員車両及び近隣地域住民等の協力車両で必要数を確保しておきましょう。必要数に満たない場合は、公的機関（市町村、警察、消防）にその旨説明し、協力が得られるようにしておきましょう。

ウ 避難施設の適正

避難施設は利用者の病状等を考慮して決定しましょう。

エ 避難方法の周知

入所者ごとに避難する方法（徒歩、車いす、ストレッチャー等）を色分け等により、職員が認識できるようにしておくとともに、プラカード、ゼッケン等を準備しておきましょう。

オ 避難施設への避難の実現性

日中、夜間等の時間帯、気象状況をはじめ、避難時における職員数や利用者の状態、地域住民等の応援体制の状況に応じて、避難の実現性を判断しましょう。

また、想像以上の大規模な災害など、避難の実現性が低い場合を想定した対応も検討しておきましょう。

カ 安全な避難経路の確保

避難施設等への避難にあたっては、いくつかの安全な避難ルートを定め、避難地図を作成し、職員に周知しておきましょう。

なお、避難経路における危険区域はあらかじめ把握しておきましょう。

キ 避難に必要な時間

避難手段により、避難時間がどれだけかかるかあらかじめ計測し、職員に周知しておきましょう。

ク 持参する機材

あらかじめ準備しておいた災害用持ち出しセットや利用者の避難用持ち出し袋、特に、通常の避難所で準備することが困難な大人用紙おむつ、軟らかい食糧、常備薬は必需品となりますので、避難時には必ず持ち出すよう、職員に周知しておきましょう。

(2) 家族等への引継基準の設定

管理者は、地震や風水害による施設の水没などにより、施設が使用不能に陥った場合などのために、あらかじめ引継基準を定めるとともに、利用者を家族等へ引き継ぐことがあることを家族等に説明し、同意を求めておきましょう。

(3) 地域住民とのネットワークの構築

ア 地域との交流

利用者が安全に避難するためには、周辺の地域住民の協力や理解が不可欠となります。地域の行事への参加や定期的なバザーや見学会の開催など、日頃から積極的に地域との交流に努めましょう。

イ 地域防災訓練施設内の参加と災害時の協力要請

地域で実施する防災訓練に積極的に参加することなどにより、地域とのコミュニケーションを図るとともに、施設と地元の自主防災組織や町内会の間で、あらかじめ災害時に支援が得られるよう要請しておきましょう。

(4) 防災訓練の実施

ア 施設内の防災訓練の実施

管理者は、防災計画を作成のうえ、消火、情報伝達、避難誘導などの決められた役割分担、任務に基づいて、定期的に施設内の防災訓練を実施しましょう。その際には、可能な限り、利用者の参加も促してください。また、施設の管轄となる消防署などに、実施を伝えると立会いをして実施内容の確認

なども行ってもらえます。

イ 防災教育の実施

災害の基礎知識、平常時の防災や災害時の役割等の防災教育を定期的の実施しましょう。

(5) その他の対策

ア 危険物の管理、確認

ガスの供給元栓の場所を確認しておきましょう。

火気使用器具（ガスコンロ）等や可燃性危険物からの出火や延焼に対する予防策を検討しましょう。

イ 職員や施設内外との連絡体制の整備

いざという時に備えて、防災連絡網や緊急連絡先一覧表等を作成しましょう。

（緊急連絡先例示）

民生委員・児童委員、町内会、ボランティア団体、家族、市町村担当課、消防、警察、協力医療機関、電気設備等保守管理者等、施設外部と電話が通じない場合の緊急時の連絡方法を検討しましょう。

（連絡方法例示）

メール、災害伝言ダイヤル等

ウ 職員の役割分担

災害時における職員の役割分担表を作成しましょう。

エ 食糧等の備蓄

食糧の備蓄と緊急時に必要となる物資、機材のリストを作成し、非常用持ち出しセットを準備しておきましょう。入居者の避難持ち出し袋も準備しておきましょう。

オ 利用者リストの準備

安否確認のため、利用者に関する情報を電子データ及び紙ベースで管理し、必要となった場合に、災害対策本部等に提供できるように準備しておきましょう。

カ その他

鉢植え、物干しなど飛散するものは室内へ移動しておきましょう。また、台風時、大きな木の枝が折れるため、樹木の剪定をしておきましょう。